

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

佐賀厚生年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月29日から同年3月1日まで

A事業所に昭和55年4月1日から平成4年2月29日まで勤めていた。厚生年金保険の資格喪失日は平成4年3月1日となると思うが、国（厚生労働省）の記録では同年2月29日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所が保管する職員名簿によると、申立人は、昭和55年4月1日から平成4年2月29日までの期間、同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所が保管する平成4年3月分の賃金台帳において申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していることが確認できる上、同事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書に、同年2月28日退職、同年2月29日資格喪失と記載されていることについて、同事業所は、申立期間当時の事務担当者による厚生年金保険被保険者資格喪失日の記入誤りであると説明している。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び申立人のA

事業所における平成4年1月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行について、A事業所は申立人に係る申立期間の保険料を納付した旨の回答を行っているものの、同事業所は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の記入誤りを認めていることから、事業主が申立人の退職日である平成4年2月29日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和46年11月16日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月16日から同年12月1日まで

学校卒業後、昭和36年4月にA社に入社して以来、平成11年8月に退職するまで同社に継続勤務していたので、昭和46年11月16日から同年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年11月16日に同社C営業所から同社B営業所（勤務は同社D出張所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社の企業年金基金が保管する申立人に係るA社の厚生年金基金（当時）の加入者期間履歴においても社会保険事務所の記録と同様、資格取得日が昭和46年12月1日となっていることから、同基金及び社会保険事務所の双方が処理を誤ったとは考え難く、事業主が昭和46年12月1日を資格取得日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主

は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本店における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

昭和24年3月8日にA社(30年7月に合併し、現在は、B社)に入社し、60年10月27日まで継続して勤務した。この間、休職や転職はしていない。

先日、A社C支店勤務時の同僚から厚生年金保険の加入期間の相違があったとの連絡を受けたので、年金事務所に厚生年金保険被保険者加入期間照会を行ったところ、昭和29年5月が未加入となっていたので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る社員名簿、同社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間においては同社C支店に在籍し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店は昭和29年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社本店における資格取得日を同年5月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和29年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

て、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日(昭和29年5月20日)及び資格取得日(同年6月1日)とそれぞれ同日付けで記録されている複数の同僚が確認でき、社会保険事務所が当該被保険者に係る資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月頃から33年12月頃まで

昭和32年7月頃から33年12月頃までの期間、A社のB出張所で、C職種として働いた。A社のD支店で採用された同僚4人と一緒に職場に行った。職場の近くには宿舎があり、数百人が寝泊まりしていたと記憶する。最初の冬だけは職場にとどまり作業をしたが、次の冬が来る前にはE県に帰り、失業保険を受給した記憶がある。送別会、職場の写真を所持している。

勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所において、申立人と同様にC職種に従事し、申立人が一緒にE県に帰ってきたと主張する同僚及び申立人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B出張所で勤務したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B出張所は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年7月頃から同年10月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同名簿に申立人及び上記同僚の氏名の記載は無い上、申立人がE県で一緒に採用されA社のB出張所で働いたと記憶しているF職種の同僚3人及び申立人が記憶する他のF職種の同僚3人についても同名簿に氏名の記載は無い。

さらに、申立期間当時、申立人が所属したG部門の厚生年金保険等の届出事務を担当していた同僚は、「G部門に所属しているC職種、F職種のほとんどを厚生年金保険に加入させることは無かった。また、C職種、F職種は日給制

で、冬場は解雇されて、失業保険を受給し、翌年の春に、出稼ぎに来たと思う。」と供述している。

加えて、A社は、申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 50 年 12 月まで

昭和 47 年 4 月に結婚し、同年 6 月から A 事業所に勤務した。同事業所に勤務していたことに間違いがないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、A 事業所における申立人の具体的な勤務期間を記憶していないが、同事業所において申立人と一緒に勤務していた旨の供述を行っていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所の事務責任者は、「同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述しているところ、オンライン記録及び事業所記号番号払出簿を調査しても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、申立人が記憶する A 事業所の事務責任者は、申立期間中、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人も申立期間の一部の期間（昭和 49 年 8 月 2 日から 50 年 12 月 31 日まで）において、国民年金に任意加入していることが確認できる。

さらに、申立人の A 事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、A 事業所の事業主の子息は申立期間当時における賃金台帳は保管していない旨を供述しており、また、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 19 日から 29 年 9 月まで
(A 事業所)
② 昭和 29 年 10 月 20 日から同年 12 月 24 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 30 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで
(B 事業所)

昭和 26 年 9 月から A 事業所に勤務し、29 年 9 月まで同事業所に勤務した。その後、仕事を辞めた 1 か月後に、B 事業所で勤務を始め昭和 30 年 4 月末まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、29 年 12 月から 30 年 1 月までの期間となっている。

どちらの事業所にも勤務していたことに間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立事業所に係る厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できないところ、当該事業所を所管していたと考えられる C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録と認められる未統合の記録が確認できたため、日本年金機構において平成 22 年 9 月に申立人の厚生年金保険の加入記録に係る追加訂正（昭和 26 年 9 月 6 日資格取得、27 年 9 月 19 日資格喪失）が行われている。

しかしながら、日本年金機構では申立人の C 事業所に係る厚生年金保険の加入記録は上記の記録以外に確認できない上、C 事業所に係る資料を保管する D 事業所は、申立人に係る厚生年金保険の加入記録について、上記の追加訂正された加入記録以外は確認できないと回答している。

また、申立人は、同僚4人の名前を記憶しているが、いずれも姓のみの記憶であるため、申立期間①を含む昭和26年9月から29年9月までの期間において、前述のC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の加入記録のある者で、申立人が記憶する同僚の姓と同一で所在の判明した者3人に照会したところ、いずれの者もA事業所の勤務経験は無く、申立人のことも記憶していないと回答している。

加えて、申立人はA事業所に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、事業所名称の一部にB事業所の文字が含まれる厚生年金保険の適用事業所が8事業所確認できるが、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できるのは、B事業所における昭和29年12月24日に被保険者資格を取得、30年1月10日に同資格を喪失している記録のみで、その他の7事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名を確認することができない。

また、D事業所は、現在残っている資料には申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険の加入記録は確認できないと回答している。

さらに、申立人はB事業所に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 21 日から同年 12 月 25 日まで
昭和 61 年 1 月から同年 12 月までの期間、A 職種として B 事業所に勤務した。仕事内容も記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所を所管する C 事業所が証明した申立人の在職証明書により、申立人が、昭和 61 年 1 月 21 日から同年 3 月 25 日までの期間、同年 4 月 2 日から同年 7 月 20 日までの期間及び同年 9 月 2 日から同年 12 月 25 日までの期間、A 職種として B 事業所に在職したことが確認できる。

しかしながら、C 事業所は、A 職種については昭和 64 年 1 月 1 日以降から健康保険及び厚生年金保険に加入させており、申立人の申立期間は同年 1 月 1 日以前であることから厚生年金保険への加入を行っておらず、厚生年金保険料を控除していない旨の回答を行っている上、国(厚生労働省)の記録によると、同事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、同年 1 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、申立人は申立期間当時の給与明細書を所持しておらず、また、C 事業所は、申立期間における厚生年金保険料の控除が分かる給与台帳等を保管していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 19 日から 38 年 7 月 19 日まで
A社に勤めていた叔父の勧めで、昭和 36 年 7 月 19 日から 46 年 2 月 18 日までの期間、同社でB職に就いていた。最初の 2 年間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。自分と同様に叔父の紹介で自分より数か月早く入社した同僚がいる。
申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。
しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者に係る名簿によると、申立人は、同社において、昭和 38 年 7 月 19 日に厚生年金保険に加入していることが確認でき、オンライン記録と一致している。
また、雇用保険の記録において、申立人は、昭和 38 年 7 月 19 日からA社に勤務したことが確認できる。
さらに、申立人は、「自分と同様に叔父の紹介でA社に入社した同僚は、自分より数か月早く入社したはずである。」と説明しているところ、当該同僚は、同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 38 年 4 月 16 日であり、雇用保険の資格取得日も同日であることが確認できる上、申立期間中の 37 年 4 月 13 日から 38 年 3 月 20 日までの期間に別事業所で厚生年金保険に加入している記録が確認できる。
加えて、申立人が、「自分が勤務する少し以前から勤務していた。」と説明している別の同僚は、同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 37 年 10 月 1 日であり、雇用保険の資格取得日も同日であることが確認できる上、申立期間中の 36 年 10 月 2 日から 37 年 5 月 30 日までの期間に別事業所で厚生年金保険に加入している記録が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は申立期間当時の給与明細書を所持しておらず、同社も申立期間における厚生年金保険料の控除が分かる給与台帳等を保管していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。